

## 2014年4月号（第16号）目次

今月の窓	今月の不動産経済（平成26年2月）	その他注目トピックス情報
今月の経済動向（平成26年3月）	不動産業業況等調査（平成26年1月） <small>※15年にて 最新済みです</small>	コーヒープレイク2
GDP速報（平成25年10-12月期・2次速報値）	土地・不動産に関する行政情報	研究会・勉強会の開催状況（平成26年3月現在）
日銀短観（平成26年3月）	土地・不動産のトピックス情報	土地総合研究 第22巻 第1号（2014年冬号）
地域経済報告（日本銀行） <small>第14号にて 配信済みです</small>	ニュースの眼 経常収支赤字 苦しみの判断は？	リサーチ・メモ（土地総合研究所）
ニュースの眼 東日本大震災の復興に制約される都市計画の課題	コーヒープレイク1	研究所からのご案内



## 「都市法」の難しさとそれを巡る出版状況

田辺総合法律事務所 弁護士 川上 善行

### 1. 「都市法」の難しさ

「都市法」と呼ばれる法分野がある。もちろん「都市法」という名の法律があるわけではないし、法律上定義された概念でもないが、概ね、都市空間の規律、形成に関する法分野として理解されている。1980年以降、都市化の急速な発展に伴い、これに対応する法理論として都市法学を構築すべきとする議論が急速に強まった。1987年には、既に五十嵐敬喜教授によって、日本最初の「都市法」というタイトルの書籍が発行され、原田純孝教授が編者となった「日本の都市法Ⅰ・Ⅱ」をはじめとする論文集や、個別法の逐条解説等の解説本も多数出版されてきた。

それにもかかわらず、従来、一部の研究者や行政実務家等を除いて、都市法を体系的に理解する者はほとんどいなかったというのが実態であろう。都市のあり方に関心を持つ方々にとっても、大多数の弁護士等の法律実務家にとっても、この法分野を一通り理解するのは相当困難だったはずである。「土地区画整理事業と市街地開発事業の区別がつかない」という弁護士も少なくない。他方、行政実務家も、自分が担当する個別法の知識はともかく、その制度が全体の法制度の中でどのように位置づけられるか、また、他の分野と比較してどのような特徴を持つかを理解することは容易ではなかっただろう。

都市法以外の法分野にはなじみが薄い方にとっては実感がわきにくいかもしれないが、都市法の理解が進まなかった大きな理由として、他の分野と比べて、制度が複雑・緻密で技術的色彩も強いという特徴が挙げられる。個別の制度自体が複雑である上、上位下位の体系もわかりにくく、しかも行政法と民法を組み合わせ問題解決を図ろうとする制度も散見されるため、門外漢にとって近づきがたいのである。ある高名な行政法学者が、省庁ごとにその所管法の特徴を挙げる中で、旧建設省の法律については、一言「難しい。技術的。」とコメントされたのを聞いたことがあるが、このコメントは都市法を念頭においてのことであろう。

既に述べたとおり、文献の数が乏しかったというわけではない。しかし、体系書は五十嵐教授のもの以降

ほとんど出ていなかったし、論文集は、専門的な関心を持つ方以外が理解するのは難しい。また、逐条解説も、個別法の枠を超えて、広く都市法全般について理解を深めるきっかけとはなりにくかった。さらに、公務員関係者が執筆したと思しき書籍では、裁判例（実際に紛争になりやすいテーマともいえる。）の記載が少ないなど、法律実務家にとっては物足りない点もある。

## 2. 近年の都市法をテーマとする書籍の出版

しかし、ここ数年で状況が変わりつつある。大きな原因は、一般の法律実務家やそれを旨とする学生向けの都市法をテーマにした書籍の相次ぐ出版である。

体系書としては、2010年に生田長人教授の「都市法入門講義」に出された後、2013年には、安本典夫教授の「都市法概説」の第2版が出版された。これら2冊は、この分野を長く研究されてきた研究者が、都市法を平易かつコンパクトに論じたもので、それまで都市法を全く学んだことがない者であっても、どちらか1冊を読めば、都市法の全体像が把握できるという貴重なものである。

また、都市法のみを取り上げたものではないが、都市法等を柱の一つとする書籍の出版も続いている。例えば、巨理格教授らが編者となっている「重要判例とともに読み解く個別行政法」（2013年）では、「国土整備法」という章が立てられ、巨理教授が、都市計画法、土地区画整理法等の主要な法律について、その全体像を説明するとともに、その名のとおり、裁判例の紹介を行っている。また、原田大樹准教授の「例解行政法」（2013年）では、100頁近くにわたり、「現代の行政法学に重要な示唆を与える参照領域」である4領域の1つとして都市法の概略が論じられている。主として法科大学院生向けという性質上、両書の都市法の解説は簡略な内容に留まっているが、だからこそ都市法の全体像を把握するには便利であるし、より重要なことは、これらの書籍を読むと、都市法が行政法学においていかに重要な問題を含んでいるかを知ることができる。行政実務家であっても、行政法には苦手意識があるという方は、これらの本を読むことから始めるのも有益であろう。

さらに、2013年末、この分野をテーマとする書籍としては圧倒的なボリューム（本文だけで600頁超）を持つ碓井光明教授の「都市行政法精義Ⅰ」が出版された。この本は体系的な議論を紹介するだけでなく、300以上の裁判例を取り上げ、しかも判旨を比較的長く引用していることも大きな特徴である。例えば、都市計画の内容に関する回答等に誤りがあった場合や、計画を変更した場合の行政の責任等、実務上しばしば問題が起こりがちな場面については、複数の裁判例が事例とともに紹介されている。タイトルから明らかなおと、本書は続編が予定されており、早期の出版が期待される。

都市を巡る問題には、都市工学、財政学など様々な分野が関わり、法律的観点だけでは解決できないが、かといって法律面の理解がなければ現実的な解決も図れない。そうだとすると、多くの市民が都市法を理解できないという状況は決して望ましいものではない。これらの出版を通して都市法の理解が広まることを期待したい。